

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項および第7項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年2月14日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

1 定期監査

対象部局 子ども未来部，環境部，農林水産部，教育委員会事務局，
農業委員会事務局

2 随時監査（工事監査）

対象工事 もと万年橋幼稚園改修工事

3 財政援助団体等監査

対象団体 一般財団法人北海道国際交流センター，図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体

監査報告書

令和7年(2025年)2月

函館市監査委員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	2
1	定期監査	
	(1) 子ども未来部	3
	(2) 環境部	5
	(3) 農林水産部	7
	(4) 教育委員会事務局	10
	(5) 農業委員会事務局	12
2	随時監査（工事監査）	
	もと万年橋幼稚園改修工事	14
3	財政援助団体等監査	
	(1) 公の施設の指定管理者監査	
	ア 一般財団法人北海道国際交流センター	16
	イ 図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス 共同事業体	19

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
子ども未来部	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで
環境部	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで
農林水産部	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで
教育委員会事務局	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで
農業委員会事務局	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで

2 随時監査（工事監査）

対象工事	監査の実施期間
もと万年橋幼稚園改修工事	令和6年10月7日から 令和6年12月25日まで

- ※ 工事・契約担当部局：都市建設部
 予算主管部局：保健福祉部

3 財政援助団体等監査

(1) 公の施設の指定管理者監査

ア 函館市亀尾ふれあいの里

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
一般財団法人 北海道国際交流センター	令和5年度	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで

- ※ 施設所管部局：農林水産部

イ 函館市図書館（函館市中央図書館ほか6施設）

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体	令和5年度	令和6年9月2日から 令和6年12月25日まで

※ 施設所管部局：教育委員会事務局

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおりである。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

子ども未来部

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年9月2日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、概ね適正に執行されていた。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

環境部

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年9月2日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

農林水産部

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年9月2日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員のサービスに係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

浮沈式生け簀海面養殖調査・管理業務は、本市海域で令和4年から耐久試験を行い、耐久性を確認した浮沈式生け簀において、令和5年11月から令和6年6月まではサクラマス、令和6年11月から令和7年6月まではキングサーモンの海面養殖試験を行う業務であり、令和5年11月にサクラマス1,000尾を生け簀に投入したが、令和6年6月に水揚げできたのは53尾にとどまった。

水揚げが大幅に減少した原因について、農林水産部では、令和5年12月12日に生け簀金網の亀裂を確認したことから補修や補強を行い、さらなる亀裂の進行が予想されたため、令和6年1月30日に金網の中に化繊網を設置したが、この対応までの間に、金網の亀裂からサクラマスが逸走したためと推測している。

サクラマスの逸走を把握した時期については、試験養殖事業でありながら尾数の確認は本事業の業務に含まれないなどとする説明の不整合により事実認定に時間を要したが、少なくとも農林水産部では、令和6年1月30日に化繊網を設置したダイバーからの報告、および同年2月6日に実施したソナー計測の時点でサクラマスの大幅な減少を推測していたこと、化繊網の設置によりさらなる逸走の可能性が低いと考え、以後、生残数の調査を行っていなかったことが確認できた。

したがって、副市長への逸走に関する報告は、報道関係者から取材を受ける9月まで7か月以上行われていなかったことになり、また、その間庁内協議の場も設定されなかった。

サクラマス逸走後の対応については、農林水産部では、生残数が少なくなったことからサンプリング数を減らし、また、耐久年数が2年から5年とされていた生け簀が約1年半で破損したことは、波浪による金属疲労や腐食、付着物との干渉が原因と考え、

設置海域での金網の生け簀の使用は適当でないと判断し、11月に予定していたキングサーモンの養殖試験を延期し、10月末日で本業務委託契約を解除している。

結果的に調査の精度に影響があったことは否めないものの、6月に水揚げされたサクラマスに一定の成長が見られたことから、農林水産部では本市海域でのサケマス類の養殖が可能と確認できたとしている。

サクラマスが逸走したことについては、耐久年数が2年から5年とされていた網に亀裂が生じた事故によるものでやむを得ないと考えるが、多数のサクラマスの逸走という事故が発生し、その後の事業実施に大きな影響が想定されるにもかかわらず、上司への報告や庁内協議を7か月にもわたり行わなかったことは、極めて不適切である。

このことは、農林水産部の説明に不整合があったことから、本事業の目的や業務内容についての理解をはじめ、所管部局としての役割と責任に対する認識不足が原因であると思料されるが、事業の目的や責任の所在が不明確であれば、事業を的確に遂行することができないことから、養殖試験に限らず、事業を計画し実施するに当たっては、事業の目的、所管部局としての役割と責任、得ようとする成果、そのために実施する業務内容について十分に精査、確認し、業務を委託する場合はこれらを適切に仕様に反映するとともに、事業を実施する中で事故や変更があった際の報告や情報共有のあり方について再確認するなど、内部統制を意識した組織運営に努められたい。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

教育委員会事務局

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年9月2日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 教育施設実地監査（予算の執行，現金取扱事務および庶務的事務）

ア 計画的かつ効率的に行われているか。

イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。

ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

エ 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。

オ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。

カ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

キ 職員の服務に係る手続は適正か。

ク 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

農業委員会事務局

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年9月2日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に

執行されていた。

令和6年度（2024年度）随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 もと万年橋幼稚園改修工事
- (2) 工事担当部局 都市建設部
- (3) 予算主管部局 保健福祉部
- (4) 契約担当部局 都市建設部

2 監査の期間

令和6年（2024年）10月7日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現場調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、令和6年10月7日・8日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 仕様書、図面および設計内訳書の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

ア 歩掛および単価は適正か。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 契約書どおり履行されているか。

(4) 施工

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 工程管理および品質管理は適切に行われているか。

4 工事の概要

(1) 工事場所 函館市吉川町6番22号

(2) 工事内容 ア 建築工事
直接仮設工，とりこわし工事，
内部改修工事，屋上防水改修工事，
外構工事，その他工事

イ 発生材処分
発生材運搬，発生材処分

(3) 請負金額（税込） 54,670,000円

(4) 請負者 株式会社中野組

(5) 工期 令和6年（2024年）5月23日から令和
6年10月31日まで

5 監査の結果

監査の対象とした工事は，監査した限りにおいて，適正に執行されていた。

令和6年度（2024年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

一般財団法人北海道国際交流センター

(2) 所管部局

農林水産部

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設： 函館市亀尾ふれあいの里

(2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における函館市亀尾ふれあいの里の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和6年（2024年）9月2日から令和6年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 利用料金の設定等は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

亀尾ふれあいの里の管理に係る経費を把握するため、協定書第11条では、管理業務に関して独立した会計区分を設け、他の会計と区分して経理しなければならないと規定されており、また、自主事業の実施に当たっては、公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱（平成17年1月策定）および協定書第7条において、自己の費用と責任により実施する旨規定されているが、提出された事業報告中の収支状況では、管理業務に要する費用に自主事業に係る費用の一部が含まれていたほか、人件費の一部などの費用が指定管理者の団体本部から支払われていたにもかかわらず、管理業務の収支決算書に記載されていないなど、収支の状況が正確に把握されていなかった。

これらのことは、管理業務と自主事業の性質の違いや区分経理に対する認識が不十分であったことが原因の一つであると思料される

が、正確な決算額が把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において确实かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。

令和6年度（2024年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体

(2) 所管部局

教育委員会事務局

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市図書館（函館市中央図書館ほか6施設）

(2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における函館市図書館（函館市中央図書館ほか6施設）の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和6年（2024年）9月2日から令和6年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

中央図書館で実施している図書館資料等の複写を行うサービスについては、協定書に附属する業務仕様書において管理業務として定めているが、市が指定管理者の自主事業として承認し実施させるといった協定書に反した取扱いをしていた。

また、通常、管理業務に係る経費は市が負担し、収入は市が受け入れることとなるが、協定書では当該業務に係る複写機等の経費を指定管理者が負担し、利用者からの複写料の実費を指定管理者の収入とすると定めており、管理業務であるにもかかわらず、自主事業のような業務仕様書となっていた。

さらに、当該業務に係る費用について、一部は管理業務の支出として、一部は自主事業の支出として経理しているなど、管理業務と自主事業が正しく区分経理されていなかったため、管理業務の決算額を正確に把握できていなかった。

これらのことは、管理業務と自主事業の性質の違いに対する認識が不十分であったことが原因の一つであると思料されるが、業務仕様書に定める管理業務を自主事業として承認することは協定書に反した取扱いであることから、図書館としての役割や求められるサービスを踏まえたうえで、管理業務の内容や仕様を検討し整理されたい。また、管理業務の決算額を正確に把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、モニタリングにおいては、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。